
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第29号（2011年12月15日）

**第2次訴訟は上告不受理
外務省が63文書を開示変更
決定(8月29日)
第15回口頭弁論は中止
第3次訴訟は開示変更決定
受け、一部文書を取り下げ**

目次
1頁 概括
2頁 上告不受理に対する声明
3～4頁 韓国シンポ報告
4頁 開示変更決定の内容紹介
5頁 総会・シンポ案内・弁護団報告
6～7頁 2011年度活動報告
8頁 請求からの流れ
9頁 2011年度決算報告
10頁 2012年度運動方針・予算案
11頁 規約改正案
12頁 本の紹介

8月29日、外務省は第3次訴訟の対象となっている63文書について、開示決定を変更する決定をしました。その中には部分開示であったものが全部開示に変更となったものも含まれました。

9月6日の第3次訴訟第14回口頭弁論では、この開示変更決定の取り扱いが問題となり、一旦は11月29日の第15回口頭弁論期日は予定されておりましたが、9月30日の弁論準備手続きで中止、延期が決定されました。その後も弁論準備手続きが継続されており、口頭弁論期日はまだ決まっておりません。

今回、新たに開示された部分に決定的に重要な内容が含まれているわけではありませんが、一旦「不開示」「部分開示」が決定された後でも、裁判や運動を通じて再検討させうるということが証明されたことには、大きな意味があります。

外務省は準備書面(14)で「外務省アジア大洋州局北東アジア課においては、本訴提起後も、迅速な訴訟進行に寄与するとともに、同課所管の事務を国民に説明する義務をより一層全うすべく(法1条)本件対象文書の不開示事由該当性につき継続して精査していた」と弁明していますが、全く無意味かつ瑣末な不開示チェックに時間と労力を費やし、「決定は2年先」などと先送りしようとして、第1次訴訟で「不作為の違法」を指摘されたのは外務省ではなかったのか。外務省は最初から全部開示すべきであったのです。

ともあれ、部分開示が全部開示に変更となった文書も含まれるため、第3次訴訟の対象文書の整理が必要となり、11月25日付けで一部文書を取り下げを行うこととなりました。第2次訴訟は5月9日に最高裁が不当にも上告不受理としました。追加開示があったとは言え、第3次訴訟も予断は許しません。

8月30日、韓国の憲法裁判所は慰安婦問題、原爆被爆者問題について、韓国政府が日韓請求権協定第3条に基く外交解決を実行しないことは「違憲」と決定しました。これは2005年の韓国での日韓会談文書全面公開で韓国政府が「未解決」と表明したことが発端です。外交文書公開が韓国政府・韓国社会を動かしているのです。

原発事故、沖縄密約訴訟等、国策に関わる情報開示のあり方が問題とされる中、野田政権は新たな「秘密保全法案」を準備しているとも報道されています。「情報は誰のものか」を改めて問いながら、大詰めを迎える第3次訴訟を取り組んでいきたいと思えます。

声 明

去る5月9日、最高裁判所第二小法廷（須藤正彦裁判長）は、行政文書一部不開示決定処分取消請求事件（日韓会談文書開示請求第2次訴訟）について、上告不受理を決定した。原告の請求を棄却した2010年6月23日の東京高裁判決が確定することとなった。

本件は、日韓の市民が情報公開法に基づき外務大臣に対して開示請求した日韓会談関連文書のうち、13件の不開示文書（竹島問題に関する1件は全部不開示）の開示を求めた訴訟である。

一審および二審判決は、行政機関の長の第1次的判断を尊重すべきである、行政機関の長の判断の合理性の有無を判断するにあたっては、裁量の範囲内にあるかどうかを「一般的類型的」に判断すれば足りる、韓国側文書や別の開示文書に同じ内容の文書が存在すると推測できるということと実際に開示されることとは次元が違う、との理由で原告の請求を棄却した。ただひたすら国を擁護し、「一般的類型的」なる無内容な「基準」を持ち出して司法の責任回避に努める「思考停止」状態の裁判所の姿には怒りを乗り越し、あきれられるばかりだ。

原告は上告にあたり、次の2点を指摘した。第一に、平成19年5月29日最高裁第三小法廷判決は滋賀県情報公開条例が定める非公開情報のうち、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」の「おそれ」の解釈について、具体的事実を詳細に検討し、「相当の理由」の有無について慎重な判断を行っているが、原判決はこれに反している。第二に、情報公開法上の開示請求権は憲法上の国民主権原理を踏まえた権利であり、国民の共有財産である行政情報を知る権利であり、不開示決定はその権利を妨げる行為であり、法令解釈を誤っている。

だが、最高裁は、これらの訴えを一顧だにしなかった。民主主義社会の基礎である国民の知る権利が今、危機に瀕していると言わざるをえない。

アジアとの歴史認識問題・戦後補償問題、沖縄の基地問題に例をとるまでもなく、秘密交渉によって民衆の利益と乖離した「解決」を押し付け続けてきた結果、拡大する矛盾をもはやコントロールすることさえできなくなっているのが今の日本政府の姿だ。情報の隠蔽により、市民を放射能にさらし、地球環境を危機に陥れている国と東電こそ、「国の安全が害される」（情報公開法5条3項）状態を生み出しているのではないか。過去の過ちに真摯に向き合おうとしない者に未来を語る資格はない。

本年4月施行された「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）第1条には、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」「国民主権の理念にのっとり」と明記されている。私たちは、残る膨大な不開示文書の開示を求める訴訟（第3次訴訟）を東京地裁に係属中であるが、公文書管理法第1条に謳われた情報公開の精神が司法の場において貫かれるならば、第2次訴訟のような結論にはなりえないと確信している。引き続きご支援をお願いしたい。

2011年6月11日
日韓会談文書・全面公開を求める会

2011年11月4日・ソウルシンポジウム 「韓日会談公開文書と植民主義清算問題」概要

太田修

11月4日、韓国ソウルの東北アジア歴史財団大会議室で、民族問題研究所・「日韓会談文書・全面公開を求める会」主催の国際学術会議「韓日会談公開文書と植民主義清算問題」が開かれた。民族問題研究所との共同シンポジウムは2009年に続いて3度目である。今回のシンポジウムの目的は、2005年以降に公開された日韓会談文書を植民地主義清算の観点からより深く分析してみようということである。「求める会」からは、報告者として吉澤文寿さんと李洋秀さん、討論者として太田が参加した。

シンポジウムは、午後1時より民族問題研究所の金敏喆（キム・ミンチョル）さんの司会で始まった。吉澤文寿「日韓請求権協定と戦後補償問題の現在～第2条文化過程の検証を通して～」(討論：張博珍(チャン・バクチン))、金丞垠（キム・スンウン）「在韓原爆被害者問題に対する韓日両国の認識と交渉態度(1965～1980)」(討論：太田修)、李洋秀（イ・ヤンス）「韓日会談文書に見る 文化財返還 問題の変遷」(討論：ヘムン)、張完翼（チャン・ワニク）「日本軍慰安婦・原爆被害者関連憲法裁判所違憲判決の意味と展望」(討論：金昌祿(キム・チャンノク))の順に報告と討論が行われた。

吉澤報告については、4面の概要(本人執筆)を参照してもらうこととして、ここでは金・李・張報告の概要を紹介しておく。まず金丞垠報告は、近年公開された韓国外交文書「韓国原爆被害者救護」(1968～80年)を初めて分析し、1980年10月「渡日治療実施に関する合意書」が交わされる経緯を明らかにした。特に、在韓被爆者らが展開した「陳情運動」と「裁判運動」に注目して、それらの運動が日韓両政府の交渉に大きな影響を及ぼしたことを論証したことが重要である。

李洋秀報告は、1958年から65年までの文化財問題について日韓双方の外交文書を比較しながら検討した。特に1962年第6次会談の時点で日本の外務省が韓国側に引渡す予定だった文化財のうち、国有重要文化財の「金錯狩獵文様銅筒」(東京芸術大学所蔵)と慶尚南道梁山夫婦塚出土品(東京国立博物館所蔵)が最終的には返還されなかったことを指摘し、そうした日本政府の対応を批判的に論じた。

張完翼報告は、2005年の韓国での韓日会談文書公開と、そのさい表明された「民官共同委員会」の決定(日本軍「慰安婦」など国家権力が介入した反人道的不法行為は請求権協定では解決されず、日本政府に法的責任が残されている)が今年8月の憲法裁判所の違憲判決を導き出したとし、この判決を契機として植民地支配・戦争被害解決のために「歴史記憶財団」「支援財団」が設立されるべきだと主張するものだった。

4本の報告は植民地主義清算を考えるために有意義な論点を提示し、それぞれ活発な討論がなされた。総合討論では、日韓会談と植民主義、「歴史記憶財団」「支援財団」設立問題などについて議論され、植民地支配・戦争被害が日韓請求権協定では解決されなかったことがあらためて確認された。

シンポジウム後の打ち上げでは、今後も植民主義清算の観点から日韓会談文書の検討を続けていくことが必要だとの意見が出された。

(報告要旨)

日韓請求権協定と戦後補償問題の現在 ～ 第 2 条 条文化過程の検証を通して～

吉澤文寿

本報告は2011年8月30日の韓国憲法裁判所判決を受けて、日韓間の請求権問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなる」と定められた「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」第2条の条文化過程の検証を通して、同協定によって解決された請求権の内容を明らかにすることを目的とする。

とくに1965年4月以降の日本側会議録による議論を検討すると、次の2点が明らかとなった。

第一に、解決された請求権の内容はすべて対日請求8項目に含まれるものである。その性格は日本からの韓国の分離独立にともなって処理の必要が生じた財産および請求権である。第二に、実際に日韓請求権協定で解決されたのは国の外交保護権のみである。もっとも、日本政府は日韓両国が外交保護権を放棄したことにより、私人の権利の消滅有無にかかわらず、相手国または相手国民の財産をそれぞれ処分してよいと考えていた。

このような日本政府の認識の背景には、韓国側の請求権もさることながら、日本国内における在朝日本人財産や拿捕漁船の問題があった。これらの問題について、日本政府は私的な権利の存在を曖昧にしたまま、外交保護権の放棄だけを明確にすることにより、国内補償問題を惹起させない方法を追求したものと見える。したがって、裁判所が日韓請求権協定によって実体的権利そのものが消滅したとする立場であるという先行研究があるが、歴史的にはそのような解釈はできないと思われる。

いずれにせよ、植民地主義、「植民地責任」の克服は日韓請求権協定によって何らなされていない。日本政府は植民地支配の不法性を認めていないが、少なくともその不当性を認めている。そのような観点から日本側からの戦争被害者に対する補償措置など、日韓請求権協定の問題を克服する作業が必要である。

開示変更決定で墨塗りが取れた部分の一例

「自由放任にすれば韓国の魚は全部日本にとられてしまう。ラインを越える出漁をした日本船は、拿捕されたものの数倍に登るだろう。先方の言い分も無理はない。」(文書番号1046「日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録」14頁)

「国内政治上、「政治会談までやつてみたがこの辺りで妥協せざるをえなかつた」と説明するためには一種の芝居としては必要かもしれない」(文書番号1170「日韓予備交渉(第49～50回会合)7～8頁」)

「韓国は対日猜疑心深き故、押しつけがましき印象を與えぬよう留意の要あり、復興に関する経済協力、文化協力につき大綱のみにても規定すると共に、」(文書番号1629「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)」3頁)

2011年度総会

- (日時) 2011年12月23日(金・休) 午前10時～12時(開場9時半)
(会場) 東京しごとセンターセミナー室
(次第) 裁判の現状報告(弁護団)
2011年度活動経過報告
2011年度決算報告
2012年度運動方針案
2012年度予算案
規約改正案・人事案

公開シンポジウム「3・11時代の情報公開～原発・沖縄・日韓会談～」

- (日時) 2011年12月23日(金・休) 午後1時半～5時(開場1時)
(会場) 東京しごとセンターセミナー室
(報告) 原発問題: 崔勝久(チェ・スング)さん(原発体制を問うキリスト者ネットワーク)
沖縄密約訴訟: 柴田鉄治さん(沖縄密約訴訟原告)
戦後補償・在韓被爆者問題: 市場淳子さん(韓国の原爆被害者を救援する市民の会)

第3次訴訟の現状と今後の見通し

弁護団長 東澤 靖

2011年9月6日の口頭弁論(法廷で開く裁判)では、従来の処分についてほぼ原告と被告国側の主張が出そろった。しかし、その直前の8月29日に外務省が従来の処分を一部変更する決定を行い、あらたに63文書について全部または一部開示の処分を行った。そのため、9月6日には口頭弁論の直後に準備手続(裁判官室で行われる協議)が開かれ、その後も11月29日に予定されていた口頭弁論が準備手続に変更され、さらに12月27日にも準備手続が開催されることになった。

この間の準備手続で行われているのは、

- 1、上記の変更決定を踏まえての被告国側の処分目録や証拠の整理
- 2、変更決定を踏まえて、争うべき対象がなくなった文書についての訴えの一部取り下げ
- 3、変更決定を踏まえての原告側の新しい主張
- 4、そして、最後の口頭弁論に向けて、原告側と被告国とがこれまでの主張をまとめること(最終準備書面)である。

これまでのところ、1の被告国側の処分目録や証拠の整理は提出され、また、2の訴えの取り下げ(41文書)は終了した。現在、弁護団は、2の新しい主張の準備、4の最終準備書面を作成中である。

以上を踏まえて、最終的な口頭弁論は年明けの1月または2月に想定されているが、その実際の期日は12月27日の準備手続で決定される予定である。そこで、この3次訴訟も結審となる可能性が大きい。

求める会においても、結審までに行うべきことについて、議論いただければ幸いである。

2011年度総会資料

2011年度活動報告(2010年12月1日～2011年11月30日)

<p>基本方針</p> <p>・日韓会談文書・全面公開を求める会の目的 日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。</p> <p>・外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう 全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。</p> <p>運動方針</p> <p>・下記を原告として、二次、三次訴訟をおこなう。</p> <p>二次訴訟 韓国在住原告 <small>チェボンテ</small> 崔鳳泰、<small>イクムジュ</small> 李金珠、<small>ヨウンテク</small> 呂運澤 日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、<small>イハンネ</small> 李鶴来、<small>ヤンチンジャ</small> 梁澄子</p> <p>三次訴訟 韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙 日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子</p> <p>・支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。</p> <p>・地域ごとの拠点をつくり、草の根の運</p>	<p>会議開催報告</p> <p>弁護団会議開催日 12月7日 12月29日 2月8日 2月24日 6月21日 7月28日 8月31日 10月4日 10月18日 11月22日 12月13日</p> <p>役員会開催日 第25回(12月29日) 第26回(2月11日) 第27回(3月18日) 第28回(9月24日) 第29回(12月11日)</p> <p>活動記録</p> <p>・訴訟活動</p> <p>二次訴訟 上告不受理(5月9日)</p> <p>三次訴訟 第11回口頭弁論(1月21日) 第12回口頭弁論(3月18日) 第13回口頭弁論(6月14日) 第14回口頭弁論(9月6日) 弁論準備手続き(9月30日) 弁論準備手続き(11月29日) 第15回口頭弁論は中止 弁論準備手続き(12月27日)</p> <p>・会員数(2011年11月30日現在) 会員 148名 旧サポーター会員 119名</p> <p>・特記事項なし</p>
--	---

動を広げる。

・韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

・情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。

1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。
2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。
3. ホームページにより最新情報を提供する。
4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。
5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。

・国際シンポジウム開催

1 1月4日、韓国の東北アジア歴史財団で、民族問題研究所・「日韓会談文書・全面公開を求める会」主催の国際学術会議「韓日会談公開文書と植民主義清算問題」を開催した。
（参加：吉澤、太田、李）

・会活動

1. メーリングリストの整理
複数の関連メーリングリストを整理し、「nikkanbunsho」に集約した。
2. ニュース発行
第27号（4月23日）
第28号（8月2日）
第29号（12月15日）
3. ホームページアクセス数
2011年11月30日 19561
4. 公開シンポジウム開催
2011年6月23日「日韓会談文書全面公開のインパクト～6万ページから何が分り何が変るのか～」（港勤労福祉会館）
2011年12月23日「3・11時代の情報公開～原発・沖縄・日韓会談～」（東京しごとセンター）
5. 総会開催 2011年12月23日
6. その他
「韓哲文化財団」に助成金を申請した。

2011年度の活動の概括

戦後補償問題の枠を超え、広範な課題にわたる日韓会談文書の全体像を明らかにする公開シンポを新進気鋭の研究者の参加の下で6月に初めて開催し、参加者は多くはなかったが、多くの会員・支援者からの賛同を得て黒字決算で成功させることができた。

本年8月30日の韓国・憲法裁判所の決定は、日韓会談文書の公開が戦後処理の全面的見直し、韓国政府の法的責任追及につながったものであり、外交文書公開の歴史的社会的意義を証明した。日本における文書公開も大きな可能性を持っている。

第3次訴訟は大詰めを迎えた。一部開示変更はあったが、重要な部分の開示には至っていない。傍聴者、会員の拡大、社会的関心の喚起は引き続き課題である。

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全開示請求	訴訟経過	開示状況	その他
2006	4月23日	開示請求			
	5月25日	特別適用通知			
	8月17日	1次部分開示(55頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)		
2007	12月18日		東京地裁へ提訴		
	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の連転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月26日		原告:勝訴		
2008	1月8日		国:東京高裁へ控訴		
	1月26日				
	4月18日				
	4月23日		控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴	三次訴訟(不開示理由)
	5月2日				4次開示(3482頁)
	5月9日				5次開示(16263頁)
	5月28日		第2回口頭弁論		6次開示(32951頁)
	6月3日		原告:取下げを提示 国:取下げ同意で終了		
	6月10日				審査会へ異議申立
	7月1日			第1回口頭弁論	原告:異議申立書提出
7月7日				国(外務省)第1次補正命令 原告:同意書提出	
8月29日			第2回口頭弁論		
9月9日					
10月14日			第3回口頭弁論	東京地裁へ提訴	
11月25日				第1回口頭弁論	
12月17日			第4回口頭弁論		
2009	2月17日				
	2月19日				異議申立に関する申し入届 国(外務省):第2次補正命令
	2月26日				
	3月4日				原告:回答及び申し入書提出
	4月6日			第2回口頭弁論	
	4月15日				
	5月26日		第5回口頭弁論	第3回口頭弁論	国(外務省):第3次補正命令
	6月9日				原告:回答及び申し入書再提出
	7月8日		第6回口頭弁論		
	7月28日				
9月1日			第7回口頭弁論(結審)	第4回口頭弁論	
10月21日				第5回口頭弁論	
12月8日			原告:敗訴		
12月16日			東京高裁へ控訴		
2010	12月25日				
	2月23日				
	4月21日				
	5月12日		控訴審 即日結審	第6回口頭弁論	
	6月23日		原告:敗訴	第7回口頭弁論	
	6月30日		最高裁判所へ上告		原告:申し入書再々提出
	7月7日			第8回口頭弁論	
	9月8日				
	9月15日		上告受理申立理由書提出	第9回口頭弁論	
	11月5日				
2011	1月21日			第10回口頭弁論	
	3月18日			第11回口頭弁論	
	5月9日			第12回口頭弁論	
	6月14日				
	8月29日		上告不受理決定・原告敗訴		
	9月6日			第13回口頭弁論	開示変更決定(63文書)
	9月30日			弁論準備手続き	第14回口頭弁論
	11月29日				弁論準備手続き
	12月27日				第15回口頭弁論中止・弁論準備手続き 弁論準備手続き

2011年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会 2011年度会計報告確定

2010年12月1日～2011年11月30日

1. 収入

(1).	前年度繰越金	569,854	
(2).	会費		
	会員会費	174000	
	学生・年金者会員	14000	
	サポーター会員	70000	
	カンパ	71380	12月4000円含む
(3).	賛同金6月シンポ	157000	
(4).	集会参加費	34000	
(5).	雑収入	26	
	合計	1,090,260	1090260

2. 支出

(1).	事務用品事務所費		
	事務消耗	26250	
	通信費	15900	
	HP契約料	106094	
	交通費宿泊費	2685	
	会議費	2530	
(2).	集会費	160783	
(3).	ニュース発行	142876	
(4).	裁判費用費		
	印紙代	0	
	裁判費用費	21555	
	弁護士費用	0	
(5).	支払・入金手数料	9735	
(6).	雑費	10000	
	合計	498408	498408

3. 収支合計

591852

4. 資産

郵便口座	420439
横浜銀行	108837
小口現金	62576
合計	591852

5. 韓国ウオン会

前年度繰越金	725650	
収入	0	
支出	280000	
差額合計	445650	445650

会計監査

伝票、帳簿、通帳、現金を監査した結果報告書どおりであることを報告します。

12月10日 有村順子



2012年度運動方針案

第3次訴訟の結審・判決に向けて、戦後補償団体とも連携し、日韓会談文書公開運動への関心を広げるキャンペーン活動に取り組む。

情報公開制度を大きく後退させる「秘密保全法案」の制定を許さず、一層の情報公開制度の発展、市民の「知る権利」確立に向けた共同行動に取り組む。

助成金を得ることを前提として、韓国の研究者を招いた国際学術シンポジウムを日本で開催する。

上記の活動を通じて、新たな会員の拡大に取り組む。

開示文書のデータベースの恒久的な管理、閲覧体制実現に向けた検討を開始する。

2012年度予算案(2011年12月1日~2012年11月30日)

1. 収入

	日本円	韓国ウォン
(1) 前年度繰越金	591852	445650
(2) 会費収入等		
1) 会費	300000	
2) キャンパ	100000	
(3) 雑収入	8148	
収入合計	1000000	445650

2. 支出

(1) 事務費		
1) 事務用品費	20000	
2) 通信費	20000	
3) HP 契約料	100000	
4) 交通費宿泊費	20000	
(2) 集会費	100000	
(3) ニュース発行費	150000	
(4) 裁判対策費		
1) 印紙代	150000	
2) 裁判費用	100000	
3) 原告交通費宿泊費	100000	445650
4) 弁護士費用	200000	
(5) 支払い手数料	10000	
(6) 雑費	30000	
支出合計	1000000	445650

規約改正について（再掲）

2月11日に開かれた第26回役員会で、規約改正について議論されました。その内容は次の通りです。（ニュース27号掲載済み）

- （1）規約第4条（会員）には会員およびその入退会についての明確な条文がないことから、会員および当事者を請求人および原告とし、それ以外の会員をサポーター会員とすることについては運用によって区分されてきた。
- （2）しかし、現状においては請求人および原告のみを会員とするという運用はすでに意味がなく、サポーター会員を廃止すべきである。
- （3）（2）の変更に伴い、会費も次の通りに変更する。会費は原則3000円とするが、旧サポーター会員は2000円でもよい。また、年金生活者および学生は1000円とする。当事者（被害者・遺族）からは会費を徴収しない。
- （4）また、これに関連し、何年分かの会費未納分を一括請求することはしない。
- （5）第4条に「入退会は自由である」という一文を加える。

上記の趣旨をふまえて、以下の通りに規約改正案を作成し、12月の総会を通して規約を改正することになりましたので、よろしくお願いします。

< 規約改正案（抄） >

第4条（会員） この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者（被害者・遺族）会員によって構成する。会員の入退会は自由である。

第9条（年会費） 会員 3000円（旧サポーター会員は2000円、年金生活者・学生は1000円）、当事者（被害者・遺族）会員は0円

<（参考）現在の規約の当該条文 >

第4条（会員） この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者（被害者・遺族）会員、サポーター会員によって構成する。

第9条（年会費） 会員 3,000円 当事者（被害者・遺族）会員 0円
サポーター会員 2,000円

役員・事務局新体制について

小竹弘子事務局長が健康上の理由により、本会事務局長を辞任せざるを得なくなりました。これにともない、本会は3月18日に役員会を開き、以下の通りの新体制で運営することになりました。今後も篤い支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、共同代表の西野留美子さんについても健康上の理由により、退任の申し出がありました。

共同代表	太田修、田中宏、吉澤文寿
副代表兼事務局長	山本直好
事務局次長	李洋秀
会計	新居弥生
編集	山本直好（編集チームとして李洋秀、太田修、安田多香子、吉澤文寿）
ホームページ担当	安田多香子
渉外部長	山田恵子

本の紹介

「隠される日韓会談の記録—情報公開の現状と問われる日本の民主主義」(小竹弘子著 創史社 1800円+税 2011年5月11日発行)

前事務局長の小竹弘子さんが、日韓会談文書の情報公開請求及び訴訟、「日韓会談文書・全面公開を求める会」結成から今日に至るまでの活動をご自身の苦闘を交えて綴ったものです。目の病気を抱えながら本書をまとめられた小竹さんのご努力と文書公開への熱い思いに敬意を表します。

小竹さんは本書を弁護士会のみならず、全国の都道府県立図書館、公立大学図書館にも寄贈されました。寄贈先の図書館からは下記のような礼状も届いています。

「拝啓 このたびは、表記の資料を御寄贈くださいましてありがとうございます。学術研究の資料として大切に保存し、教職員、学生の利用に広く供したいと存じます。御厚志のほど、厚く御礼申し上げます。」(京都大学図書館)

「この度は別記の資料を御寄贈いただき、誠にありがとうございます。御寄贈いただいた資料は、多くの皆様に御利用いただき、御厚志に報いたいと存じます。」(広島県立図書館長)

「日韓会談の文書が全面公開され、歴史的事実を踏まえ、日韓両市民による新しい歴史が始まることを祈るばかりです」(「あとがき」より)。本書を通じて、日韓会談文書公開運動の意義を一人でも多くの方に知っていただきたいと想います。



韓国で公開され日本で未公開とは
国の情報独占で問われる民主主義

☆本書を推薦します。

東澤靖
(日韓会談文書・全面公開を求める会 主任弁護士)

崔鳳泰
(日韓会談文書・全面公開を求める会 理事、韓国弁護士)

推薦の言葉

崔鳳泰 (日韓会談文書・全面公開を求める会 原告、韓国弁護士)

日韓会談文書全面公開を求める会、会員らと訴訟弁護士先生たちに心から敬意を表します。この運動を実務的に支えてきた小竹弘子さんの一生懸命の努力に改めて感謝を申し上げながら、日韓の友好を望んでいる方たちに文書の全面公開に関心を持っていただきたいと思います。

東澤靖 (日韓会談文書・全面公開を求める会 主任弁護士)

歴史の闇を明らかにせずに、未来の日韓・日朝関係はありえない！日韓会談記録の全面公開を求める思いは、大きな運動と事件となった。この本は、戦争と侵略の責任を受けとめる、小さな女性の大きな魂の記録である。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏
吉澤 文寿